大野市いじめ問題調査委員会設置要綱

(令和4年3月29日教委告示第8号)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。)第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)への対処及び再発防止のための調査等を行うため、大野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に大野市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 調査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 重大事態に係る事実関係等の調査に関すること。
 - (2) 重大事態の再発防止に係る提言等を行うこと。

(組織)

- 第3条 調査委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、弁護士、医師、学識経験者、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員 を委嘱するものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

- 第5条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指 名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長 が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、教育長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決 するところによる。
- 4 会議は、公開しない。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 委員が調査対象となる重大事態事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害 関係を有する場合は、その議事に参与することができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、調査委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席 を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求め ることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(報告書)

第9条 調査委員会は、第2条の所掌事務に関し、その報告書を教育委員会に提出 しなければならない。

(庶務)

- 第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。 (その他)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、 教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。